

各位

(訂正)「特別調査委員会設置のお知らせ」の一部訂正について

2019 年 12 月 2 日に公表した「特別調査委員会設置のお知らせ」について、記載内容の一部に誤りがありましたので、訂正いたします。

訂正箇所

2ページ目、2段落目(訂正箇所には、下線を付しております。)

【訂正前】

なお、調査体制については、当社の置かれている状況に鑑みれば、迅速に調査を実施する必要があること、当社は 2019 年 9 月に経営陣交代をしているところ、元従業員の主張では本件はその在籍時(2018 年 12 月 18 日まで)の経営陣からの指示によるとのことであるため、元従業員の主張が一部でも事実であったとしても現経営陣が直接に関与していた問題ではないこと等を考慮して、効率的に調査を進めるために社内調査の枠組みを選択しつつ、透明性の高い深度ある調査を実施するため、不正調査に豊富な実績を有する外部専門家 2 名(弁護士及び公認会計士)を委員とした上で、委員長も外部の弁護士に委嘱し、また、社内の委員も弁護士資格を有する法務・コンプライアンス担当執行役員とする特別調査委員会の枠組みを選択いたしました。

【訂正後】

なお、調査体制については、当社の置かれている状況に鑑みれば、迅速に調査を実施する必要があること、当社は 2019 年 9 月に経営陣交代をしているところ、元従業員の主張では本件はその在籍時(2018 年 12 月 28 日まで)の経営陣からの指示によるとのことであるため、元従業員の主張が一部でも事実であったとしても現経営陣が直接に関与していた問題ではないこと等を考慮して、効率的に調査を進めるために社内調査の枠組みを選択しつつ、透明性の高い深度ある調査を実施するため、不正調査に豊富な実績を有する外部専門家 2 名(弁護士及び公認会計士)を委員とした上で、委員長も外部の弁護士に委嘱し、また、社内の委員も弁護士資格を有する法務・コンプライアンス担当執行役員とする特別調査委員会の枠組みを選択いたしました。

以上